

意見公募要領

1 意見募集の対象

一 委託放送業務の認定に関する制度整備

改正及び制定しようとする省令等の名称	案(新旧)
放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)	【別添1-1】
電気通信役務利用放送法施行規則(平成14年総務省令第5号)	【別添1-2】
放送局に係る表現の自由享有基準(平成20年総務省令第29号)	【別添1-3】
放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成20年総務省令第30号)	【別添1-4】
放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)	【別添1-5】
委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件(平成2年郵政省告示第595号)	【別添1-6】
放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)	【別添1-7】
放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)	【別添1-8】
平成23年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信用地上放送(207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。)に係る委託放送業務の認定に係る認定方針(新設)	【別添1-9】

二 無線局免許に関する制度整備

改正しようとする省令等の名称	案(新旧)
放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)	【別添2-1】
無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)	【別添2-2】
登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)	【別添2-3】
放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)	【別添2-4】
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成16年総務省告示859号)	【別添2-5】
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件(平成16年総務省告示第860号)	【別添2-6】
電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)	【別添2-7】

2 資料入手方法

意見募集の対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見等の提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：mulme-broadcast@soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

- ※ スпамメール防止のため@を全角表記にしております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）
- ※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（３）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5779

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

3 提出期限

平成 23 年 4 月 4 日（月）12 時（必着）

郵送による提出の場合も期限内必着とします。

4 留意事項

- ・ 意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課にて配布します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(別添様式)

意見書

平成23年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別添様式)

別紙

省令等の名称	該当箇所	意見